

**H17年度  
介護保険見直し**

# 厚労省試算（65歳以上） 2割越す大幅引き上げ

厚生労働省は、65歳以上の介護保険料改定の見通しを明らかにしました。現在全国平均の保険料は、年間39,516円です。介護サービスの利用増を理由に、48,000円の試算をしており、2割を越す大幅な引き上げとなっています。野洲市においても、三月議会に改定案が出されます。負担増をやめさせましょう。

大改悪ゆるぎすぎ、安心できる制度に

介護保険は、3年ごとの見直しが行なわれ、06年、08年の保険料を各自治体で決めます。厚労省が保険料以外で検討している内容は、①要介護1の在宅介護サービスのホームヘルプサービスを保険適用からはずす。②特老などの入所者の、居住費等の徴収（ホテルコスト）として3〜8万円値上げし、相部屋で8万7000円、個室で13万4000円にする。③「特別対策」として行なってきた低所得者対策を廃止する。

このような改悪が行なわれれば、現在介護保険を利用している方々に大きな影響を及ぼします。また、国民年金を満額もらっている人でさえ、施設入所は困難になります。保険料が天引きされていながら、必要なサービスを受けられない状況は、社会保険制度の根本にかかわる問題です。

今政府のやるべきことは、より安心できる制度改善ではないでしょうか。

## 現在の65歳以上の介護保険料

所得段階区分		計算方法	旧野洲町の保険料(円)	旧中主町の保険料(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	基準額×0.5	19,000	20,500
第2段階	住民税非課税世帯	基準額×0.75	28,500	30,750
第3段階	住民税本人非課税かつ世帯課税	基準額	38,000	41,000
第4段階	住民税課税者のうち合計所得が200万円未満	基準額×1.25	47,500	51,250
第5段階	住民税課税者のうち合計所得が200万円以上	基準額×1.5	57,000	61,500

### 日本共産党の提案



- 日本共産党は、今回の改定にあたって、数千億円の財源で出来る、必要最小限の見直し案を提案します。
- ① 保険料は定率制（所得比例）にし、支払い能力に応じた負担にする。
  - ② 施設利用料は所得に応じた額にする。
  - ③ 在宅サービスの利用限度額を撤廃する。
  - ④ 国庫負担をただちに30%に引き上げる。
  - ⑤ 利用料・保険料の減免制度をつくる。
  - ⑥ 在宅でも施設でも、安心して暮らせる基盤整備をする。

**やす民報**

発行 日本共産党野洲市委員会  
2005年1月23日 No.14

市政へのご意見・ご要望、暮らしの相談をお気軽にお寄せください

小菅六雄  
野並享子

(住所) 比江668-3

(TEL) 589-4971

(FAX) 589-6184

(住所) 北野1丁目7-10

(TEL) 587-0985

(FAX) 586-1102